

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.022

処 分 名	措置費の徴収額の減免
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、第12条第1項の規定により費用を負担すべき知的障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。
根拠条例等・条項	知的障害者福祉法施行細則（平成18年規則第74号）第15条第1項～第3項
審 査 基 準	福祉事務所長は、第12条第1項の規定により費用を負担すべき知的障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。 (1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■知的障害者福祉法施行細則

(徴収額の減免)

第15条 福祉事務所長は、第12条第1項の規定により費用を負担すべき知的障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により著しく損害を受けたとき。
- (2) 収入が著しく減少したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により徴収額の減額又は免除を受けようとする知的障害者等は、知的障害者措置費用徴収額減免申請書(様式第24号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、徴収額の減額し、又は免除することが適当であるかを審査し、その適否を決定して知的障害者措置費用徴収額減免決定・却下通知書(様式第25号)により、当該知的障害者等に通知するものとする。